

戸塚区連合町内会自治会連絡会5月定例会
議 題 説 明 書

総務局地域防災課

議題名：令和3年度家具転倒防止対策助成事業のご案内

【内容】

地震時の家具の転倒から身を守るために居住者全員が下記要件①～⑥のいずれかである場合は、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します(取付員を派遣します。器具代は申請者のご負担となります。)

【要件】①65歳以上、②身体障害者手帳の交付を受けている、③愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている、④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、⑥中学生以下

【申込期限】

令和3年7月31日

【例年あげている議題か？】

今回3回目、前は令和2年4月にお願いしました。

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

・事業の内容を知っていただくため、各自治会町内会1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。

【その他、注意することなど】

- ・申込先は委託先であるNPO法人横浜市まちづくりセンター(TEL262-0667)へお願いします。
- ・無料で取付代行できる家具は2つまでです。

問合せ先

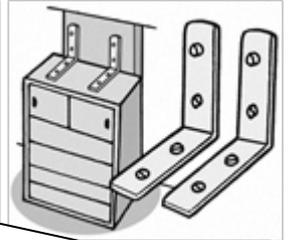
担当部署 総務局地域防災課

担当者名 古家、小野

TEL. 671-3456 FAX. 641-1677

申込期間：令和3年4月1日～7月30日（第1次）

家具転倒防止器具の 取付けを代行します



先着400件！

～横浜市家具転倒防止対策助成事業（令和3年度）～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため、転倒防止器具の取付けを無料代行します（器具代は申請者のご負担となります。）。

◆対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ①65歳以上
- ②身体障害者手帳の交付を受けている
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥中学生以下



※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

【注意事項等】

- 事前調査及び取付け作業はNPO法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- 器具はご自身で用意して頂く他、NPO法人横浜市まちづくりセンターから購入することもできます。※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご注意ください。
- 過去にこの事業を利用して取付けされた方は、再度お申し込みできません。

◆相談窓口（横浜市が委託している事業者になります）

NPO法人横浜市まちづくりセンター（受付時間：平日10時～16時）

TEL：045-262-0667 FAX：045-315-4099

◆ 申込方法

① 郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。

※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

② 電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

検索



←QRコードからも申請できます。

※申請書が追加で必要な場合

NPO法人横浜市まちづくりセンター（045-262-0667）へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

受付時間：平日 10時～16時（12時～13時を除く）

◆ 取付けまでの流れ ※お申込みから取付けまでお時間がかかる場合があります。

申込

- ・①本紙付属の申請書を郵送、または②電子申請にてお申込みください。

利用可否決定

- ・申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ・利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ・対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

- ・「利用決定通知書」が届いた後、NPO法人横浜市まちづくりセンターの担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ・訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ・家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ・器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ・決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ・器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。

____年__月__日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	人（下記①～④のうち、該当する項目全てに○をつけてください） （同居者全員が、①65歳以上、②障害者手帳等を交付されている、③要介護・要支援者、④中学生以下のいずれかに該当しています。）
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

同意事項（注意事項）

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

↓ 折り線①

231 - 8790
033

必ず折り線に沿って
折り込みをしてください。

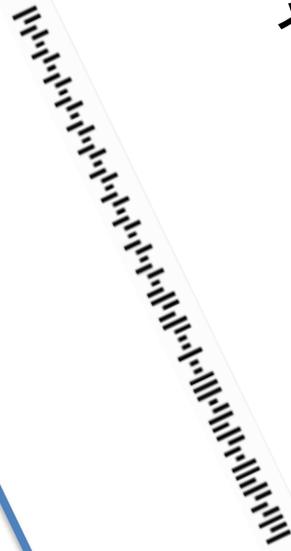
↑ 折り線③

↑ 折り線②

↑ 折り線④

料金受取人私郵便
横浜港局
承
7157
差出有効期間
2022年3月
31日まで
〔切手を貼らずに
お出しく下さい〕

横浜市中央区長者町五丁目49番地の1
ライフターミナル長者町202
特定非営利活動法人
横浜おもちゃづくりセンター
行



最後にセロテープで「こ」をしっかりと止めてください。